平成２２年（フ）第１０９号
三重県津市半田2541番地１　アーバンルネッサンスＤ棟215、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘２丁目15番１号
債務者　草加　弘子
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１３号
三重県津市上浜町６丁目214番地13
債務者　谷口　和也
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１１５号
三重県松阪市嬉野中川町467番地12
債務者　森末　航平
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２０号
三重県鈴鹿市東磯山１丁目27番30号
債務者　小林　真巨
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２１号
三重県鈴鹿市東磯山１丁目27番30号
債務者　小林　恵巨
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２２号
三重県鈴鹿市東磯山１丁目27番30号
債務者　小林　ルミ
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３０号
三重県津市雲出長常町961番地４
債務者　郡山　正洋
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４０号
三重県鈴鹿市寺家２丁目７番24号　パビリオン松涛Ｂ301、前住所三重県桑名市大字東方374番地　ロフティー桑名1202号
債務者　延岡美智代
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４１号
三重県鈴鹿市長太栄町２丁目11番24号
債務者　清水　信之
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１４３号
三重県鈴鹿市上田町260番地の１　アクロヒルズ105
債務者　塚脇　早紀
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１５７号
三重県津市雲出伊倉津町1065番地
債務者　山本金次郎
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１３２号
滋賀県彦根市古沢町543番地１
債務者　北村美登里
１　決定年月日時　平成22年６月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６３３号
神戸市北区山田町下谷上字梅木谷23番地の16　エスパシオデルコウベ１Ｆ
債務者　川西　慶子
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６３４号
神戸市長田区滝谷町２丁目８番３―303号
債務者　内山　靖子
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７３号
神戸市垂水区本多聞２丁目２番22号
債務者　水原奈緒美
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７４号
兵庫県三田市四ツ辻2002番地４、従前の住所　兵庫県三田市上井沢334番地
債務者　森本　京子
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６８３号
神戸市長田区宮丘町１丁目10番３号
債務者　桃色水道商会こと　小島　二郎
１　決定年月日時　平成22年６月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月20日まで
神戸地方裁判所第３民事部